

事 務 連 絡  
平成 30 年 12 月 28 日

(別記 2) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

### 医薬品の適正流通 (GDP) ガイドラインについて

日頃から薬事行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働行政推進調査事業において、PIC/S<sup>※1</sup>の GDP<sup>※2</sup>を踏まえた「医薬品の適正流通 (GDP) ガイドライン」が取りまとめられ、別添のとおり各都道府県等衛生主管部 (局) 長宛てに送付しました。今後、卸売販売業者及び製造販売業者においては、本ガイドラインに基づいた取組が進められますので、御了知いただくようお願いします。

※1 PIC/S : Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme (医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム)

※2 GDP : Good Distribution Practice (医薬品の流通に関する基準)

(別記2)

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本保険薬局協会

日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人日本薬局協励会

公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会

一般社団法人日本医薬品登録販売者協会

一般社団法人日本配置販売業協会

一般社団法人日本置き薬協会

一般社団法人全配協医薬品配置団体連合会

一般社団法人全国配置薬協会